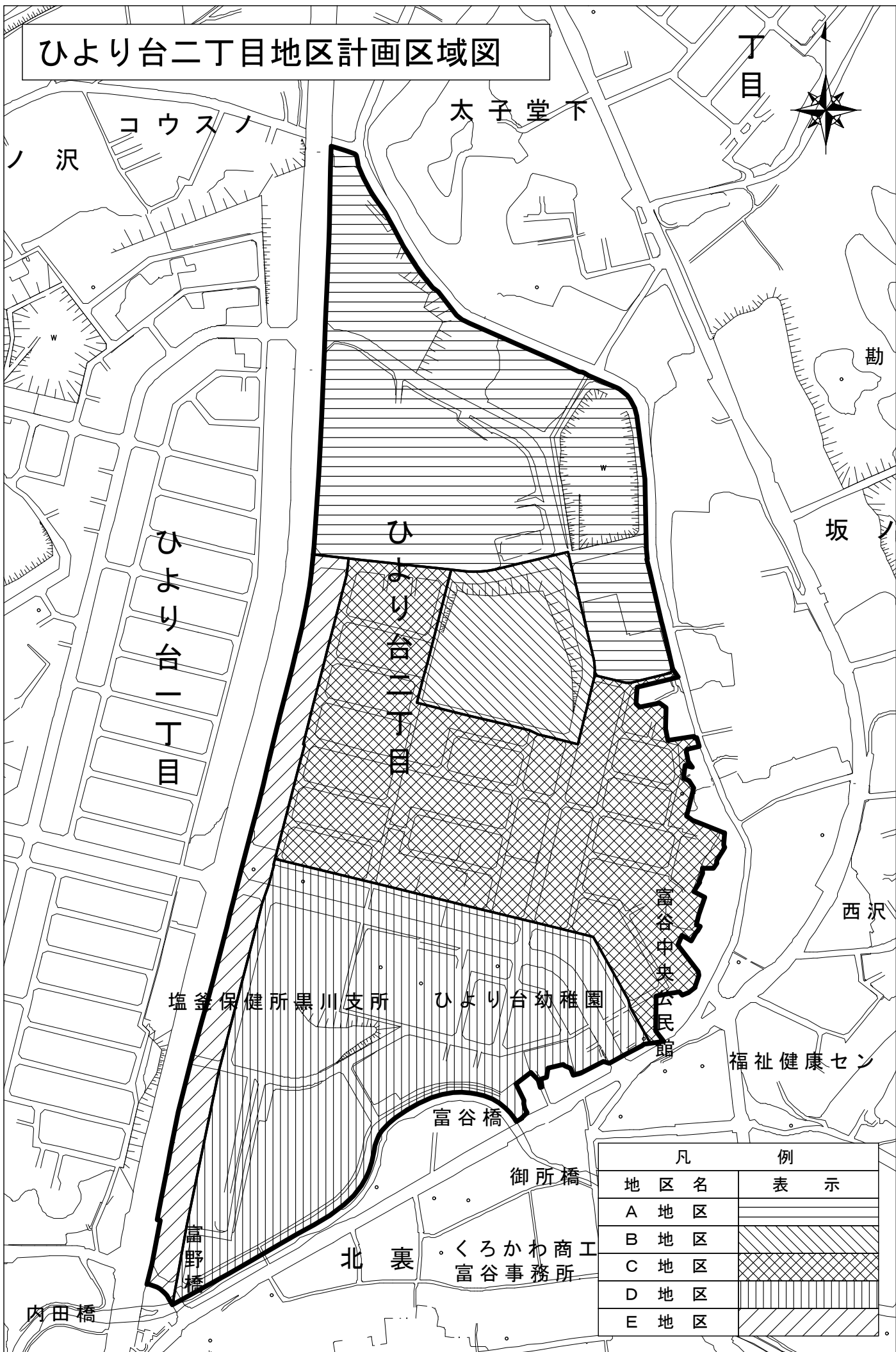


ひより台二丁目地区計画

地区整備計画区域		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %		準工業地域(60・200)	第一種中高層住居専用地域(60・200)	第一種低層住居専用地域(50・60)	第一種住居地域(60・200)	準工業地域(60・200)
土地利用の方針		当地区は、富谷市の工業系地区として、生産活動及び周辺住宅地に及ぼす影響を考慮に入れ、一般住宅との混在を排除し、無公害型工場や事務所等により適正かつ合理的で秩序ある土地利用を図り良好な地区環境を形成保持する。	当地区は、戸建住宅及び集合住宅を誘導し、住宅地として高度な土地利用を図り、良好な住環境を形成保持する。	当地区は、低層戸建住宅を主体に、閑静な落ち着いたきのある住宅地としての良好な環境を形成保持する。	地区南側に位置し、既存市街地に接する地区である。 現在、公共公益施設、商業施設及び住宅が立地しており、今後とも既存市街地と一体となり市の中心的役割のもと、良好な環境を形成保持する。	当地区は、国道4号沿い宅地である。 現在、商業的な土地利用が図られている。 今後とも住宅地としての利用でなく、国道の路線施設として商業的土地利用を図り、国道の沿道としての良好な環境を形成保持する。
まちづくり ルール (地区整備計画)	建築物の用途	【建築できないもの】 ・ホテル、旅館 ・工場等に附帯する居住施設を除く戸建住宅 ・公衆浴場 ・畜舎 ・その他これらに類するもの	【建築できるもの】 ・一戸建の専用住宅 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼ねたものに限る) ・共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋	—	—	—
	建築物の壁面の位置	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路、道路隅切り、特殊道路(以下「道路等」という。)の境界線までの距離は1.5m以上離れていなければならない。 また、建築物に付帯する門及び塀は、道路等の境界線から0.6m以上離れていなければならない。	—	—	—
	かき又はさくの制限	—	かき又は生垣あるいはフェンス、鉄柵等は透視可能なものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。 かき又はさくの高さは1.5m以下(基礎は地表面から0.6m以下)とする。 道路等に接する部分のかき又はさくは道路等境界線より0.6m後退した位置に設け、後退した空地には緑化を行う。 ※透視可能なもの：透過率を均等に50%以上確保できるもの	—	—	—

# ひより台二丁目地区計画区域図

丁目



凡	例
地区名	表示
A 地区	(Blank)
B 地区	(Diagonal lines /)
C 地区	(Cross-hatch pattern)
D 地区	(Vertical lines)
E 地区	(Diagonal lines \)